

基本目標 3

健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくり

- ▶ お互いに手を差し伸べ、全ての町民が生涯を健康で楽しく暮らすことができる思いやりの心で支え合う福祉のまちづくりを推進します。



1 現状と課題

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、疾病全体に占める虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。

また、社会環境の変化からストレス等に起因する心の不調を訴える人も増加しています。このような状況の中、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を目指して、発病を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

本町では、町民一人ひとりが健康な生活習慣の確立に取り組み、生活習慣を整えることを目的とした施策の充実に努めてきましたが、今後も一層の取り組み強化を図る必要があります。併せて、町内の診療施設や近隣の医療機関等とも連携を深め、安心して保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進する必要があります。

がん検診等の受診状況

単位：人、%

区分 年度	基本健診			胃がん検診			子宮がん検診			乳がん検診		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
平成20年	1,069	609	57.0	2,385	245	10.3	1,987	98	10.3	1,624	131	16.2
21	1,046	579	55.4	2,383	262	11.0	1,963	126	11.4	1,523	191	21.1
22	1,052	564	53.6	2,392	306	12.8	1,924	122	12.9	1,597	166	22.4
23	1,017	531	52.2	2,338	278	11.9	1,891	148	14.2	1,585	173	21.1
24	984	540	54.9	1,952	261	13.4	1,914	133	14.3	1,598	164	20.5
25	1,081	557	51.5	2,257	252	11.2	1,818	126	13.8	1,537	154	20.5
26	966	517	53.5	2,213	262	11.8	1,800	102	12.7	1,531	125	17.9

区分 年度	大腸がん検診			肺がん検診			前立腺がん検診			結核検診		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
平成20年	2,436	423	17.4	2,321	392	16.9	1,098	159	14.5	1,090	920	84.4
21	2,423	480	19.8	2,315	468	20.2	1,001	208	20.8	947	781	82.5
22	2,464	508	20.6	2,355	520	22.1	1,016	233	22.9	1,150	713	62.0
23	2,401	530	22.1	2,318	547	23.6	1,016	240	23.6	1,108	694	62.6
24	2,433	528	21.7	2,349	561	23.9	953	259	27.2	915	730	79.8
25	2,330	515	22.1	2,176	560	25.7	948	249	26.3	1,106	677	61.2
26	2,291	549	24.0	2,155	548	25.4	893	249	27.9	1,076	662	61.5

資料：住民課

原因別死者数の推移

単位：人、%

区分 年次	合計	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎及び気管支炎	
	実数	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成20年	56	18	32.1	11	34.2	4	7.1	4	7.1
21	70	19	27.1	13	47.9	2	2.9	4	5.7
22	79	20	25.3	18	71.1	13	16.5	8	10.1
23	78	17	21.8	16	73.4	9	11.5	7	9.0
24	70	16	22.9	12	52.5	12	17.1	10	14.3
25	87	22	25.3	17	67.2	11	12.6	9	10.3

区分 年次	老衰		その他					割合
	実数	割合	実数	腎不全	不慮の事故	自殺	その他	
平成20年	2	3.6	17	0	1	2	14	30.4
21	8	11.4	24	6	1	2	15	34.3
22	1	1.3	19	2	2	2	13	24.1
23	2	2.6	27	6	2	0	19	34.6
24	3	4.3	17	0	5	0	12	24.3
25	7	8.0	21	0	4	1	16	24.1

資料：住民課

2 目指す方向

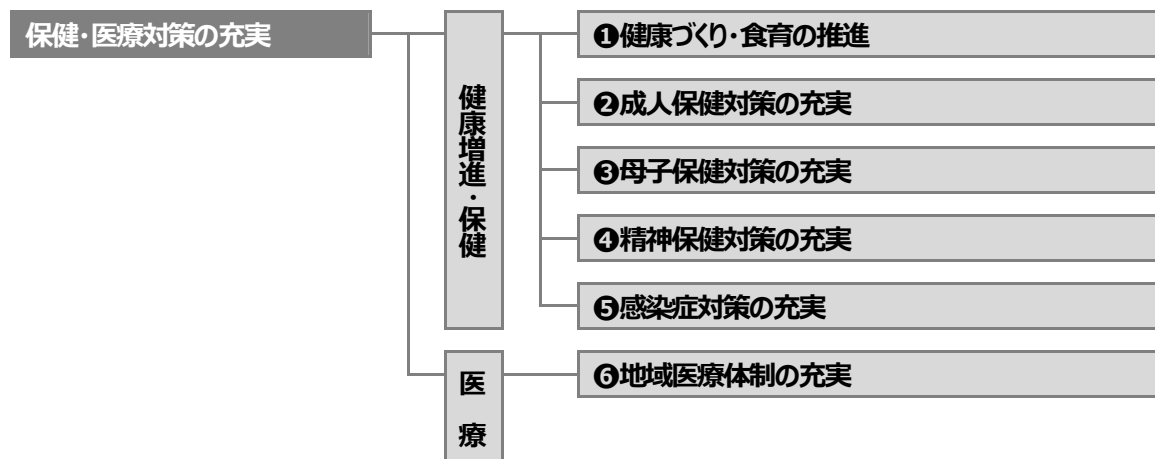
生活習慣病の要因を減らし、健康で長生きするために、健康づくり意識の高揚を図ります。

また、生きがい健康センターを健康づくりの拠点として、関係機関が一体となり、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができるサービスの提供を目指すとともに、必要なときに必要な医療が提供できる体制づくりを推進します。

<目標指標>	現況値	平成32年度	平成37年度
特定健康診査受診率	53.5%	60.0%	65.0%
壮年期（40～60歳）年齢調整死亡率	415.4	350	350
【アンケート調査】「医療の充実度」が満足と思う割合※	54.2%	60.0%	65.0%

※七宗町第五次総合計画策定に係る町民アンケート調査（H26）における「満足」「まあまあ満足」「普通」の回答割合

3 主要施策



①健康づくり・食育の推進

- (1) 栄養・運動・休養を三本柱とした健康づくりを楽しく日常的に継続して行えるよう、普及啓発に努めます。
- (2) 年代に応じた食育推進、食生活の改善に取り組み、生活習慣病の予防や子どもの食習慣の健全化等を図ります。
- (3) 生活習慣を改善するための講座の開催等により一次予防を促進し、健康寿命の延伸に努めます。

②成人保健対策の充実

- (1) 町民が利用しやすい健（検）診体制の整備に努めるとともに、健（検）診結果を生活に生かせる保健指導の充実に努めます。
- (2) 生活習慣病予防の意識向上を図るため、健康教育や健康相談、訪問指導等を推進します。

③母子保健対策の充実

- (1) 安心、安全な妊娠、出産を支える健康管理体制の整備に努めます。
- (2) 乳幼児の健診、教育、相談、訪問事業等を通じて、子どもの健康問題の早期発見・解決や保育者の育児不安の解消を図ります。

④精神保健対策の充実

- (1) 保健所や精神保健福祉センター等の関係機関との連携により、精神障がい者の治療と社会復帰への支援に努めます。また、発生予防のため、ストレスの解消を目的とした相談の充実を図ります。

⑤感染症対策の充実

- (1) 感染症に関する正しい知識の普及を目的に、予防教育や広報活動の推進を図るとともに、予防接種体制の充実に努めます。

⑥地域医療体制の充実

- (1) 多様化する医療ニーズに対応するため、医師会、歯科医師会、医療機関、県等の関係機関と連携し、地域医療体制の整備に努めます。



1 現状と課題

少子高齢化や過疎化、女性の社会進出等を背景とする家庭での養育・介護力の低下や、地域社会におけるコミュニティの希薄化によって地域福祉サービスに対する需要は量的に増大し、質的に多様化が進行しています。このような状況の中、高齢者や障がい者をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人達も、住み慣れた地域で温かいふれあいを保ちながら、安心して暮らすことのできる環境の創出が求められており、そのためには、社会保障や福祉サービスの充実はもとより、地域住民の理解や協力による地域ぐるみの実践が不可欠となっています。

今後は、ノーマライゼーションの理念のもと、社会福祉協議会を中心とする民生児童委員や各種福祉団体による地域福祉活動に加えて、町民のボランティア等による活動を促進し、思いやりと助け合いの心でともに支え合う地域福祉体制を確立することが必要です。

2 目指す方向

町民相互が思いやり、助け合うことで、生涯を通じて楽しく暮らすことのできる福祉社会を築くため、さまざまなサービスを総合的に提供するとともに、協力しながら安心して生活できる地域社会を目指します。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
民間福祉団体数	8 団体	12 団体	16 団体
福祉ボランティアの登録者数	208 人	230 人	260 人

3 主要施策

地域福祉の推進

①福祉意識の高揚

②ボランティアの育成と活動の促進

③地域支え合い推進体制の充実

①福祉意識の高揚

- (1) 町民及び福祉関係機関との幅広い連携を保ちながら、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる機会を通じた体系的な福祉教育の推進や福祉広報活動の充実に取り組み、福祉意識の高揚、相互扶助意識の醸成に努めます。

②ボランティアの育成と活動の促進

- ★(1) 思いやりと助け合いの心で町民同士が互いに支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉のボランティア団体の育成、強化を図るとともに、ボランティア教室等の開催により、地域における人材発掘と養成を推進します。

③地域支え合い推進体制の充実

- (1) 社会福祉協議会が中心となりボランティア団体等が相互に連携を図り、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう、地域支え合い推進のネットワークづくりに努めます。
- ★(2) 教育、産業、居住環境等の各分野にわたり、福祉的視点に立った施策、サービスの充実を図るため、サービスの提供体制の構築を推進します。



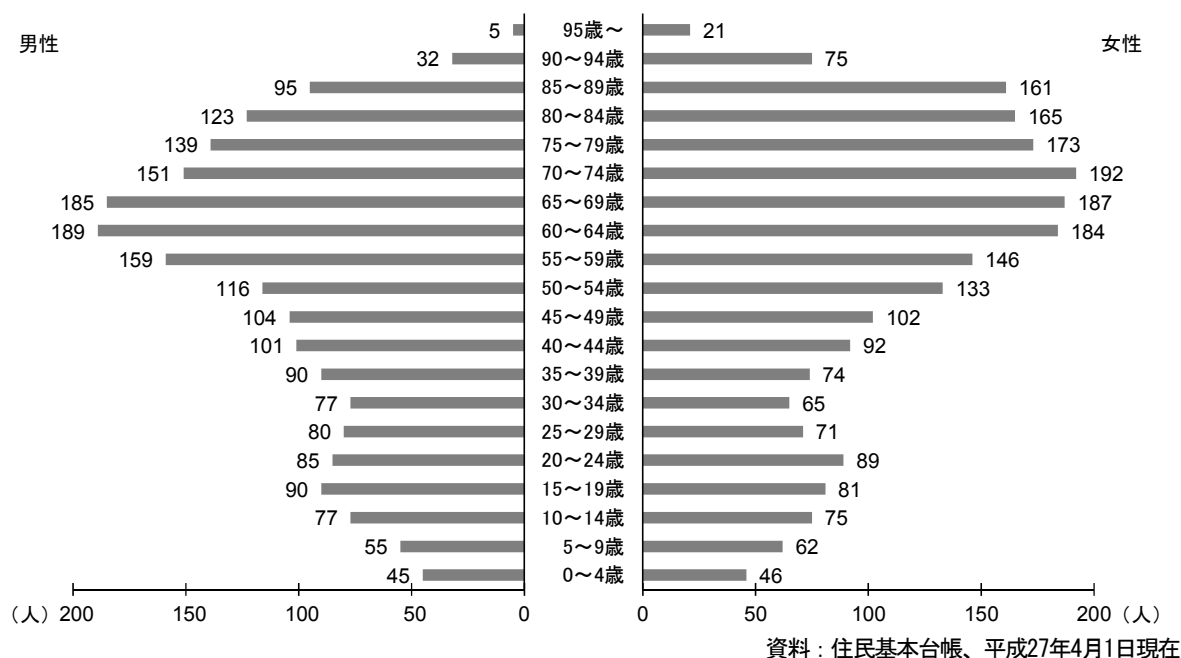
1 現状と課題

本町の高齢化率は40.6%（平成27年4月1日現在）と高く、今後もさらに高齢化が進行することが予測されます。超高齢社会を迎える本町では、75歳以上の後期高齢人口の占める割合が高くなっていることから、寝たきり・認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等、将来、介護が必要となる高齢者の増加が懸念され、加えて家族形態や扶養意識の変化による家庭における介護機能の低下といった問題が生じています。

このため、すべての高齢者が地域社会の一員として健やかに生きがいをもって暮らせるよう、介護サービスの充実や町民が主体となった多様な助け合い活動の創出、ボランティアのネットワーク化等を推進し、適切なサービスの供給に努めていく必要があります。

また、社会活動の拡充や就労の場の確保等、高齢者の豊富な人生経験や知識技能を生かした社会参加に必要な機会の提供や高齢者が社会に貢献できる環境の整備を進める必要があります。

年齢別男女人口の構成



2 目指す方向

高齢者が健康で安心して暮らすことができるように、多様なニーズに応じた福祉サービスづくりを進めるとともに、豊かな経験と知識を生かした積極的な社会参加によって生きがいのある生活を送ることのできる、活力ある長寿社会づくりを目指します。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
シルバー人材センター登録者数	75人 ▶▶	90人 ▶▶	100人
「おしゃべりカフェ」の実施地区数	— ▶▶	16地区 ▶▶	20地区

3 主要施策

高齢者福祉の充実

①多様な介護サービスの充実

②介護予防活動の充実

③生きがい対策の充実

①多様な介護サービスの充実

- (1) 介護サービスの質的向上に向けて、対象者やサービス内容の適正化を図り、給付の適正化に努めます。
- (2) 介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしつづけることができるよう、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの拡充を図るとともに、町民主体の多様な助け合い活動を創出し、担い手であるボランティア団体の育成に努めます。
- (3) 在宅介護を行う家族等の介護者に対して、専門職による介護の相談・指導、介護者同士の交流の場の提供等、介護者支援の充実に努めます。
また、在宅介護を継続しやすい地域づくり推進のため、地域包括支援センターの整備に努めます。
- (4) 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会の実現のため、医療、介護及び生活支援サービスのネットワークを形成し、地域における支援体制の構築を図ります。

②介護予防活動の充実

- (1) 介護、医療、予防が一体となったサービスの提供体制を整備するとともに、予防活動の普及啓発や支援を必要とする人の把握、町民主体の介護予防活動の育成、支援に努めます。
- (2) 町民が元気なときから継続的に参加でき、主体的に取り組むことができる介護予防活動の普及を図ります。

③生きがい対策の充実

- (1) 地域における高齢者の自主的活動の場である福寿会の育成、強化に努めます。
- (2) 心豊かな老後生活を送ることができるよう、生涯学習機能の整備を推進し、多様な学習活動、創作活動の場、世代を超えたふれあい、交流の場の提供に努めます。
- (3) 労働意欲と技術をもつ高齢者に、生きがいとして、シルバー人材センター等を活用し、就労の場を確保するとともに、高齢者相互の支援活動やボランティア活動の支援を図ります。
- (4) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の絆を強くし、町民同士の支え合いの仕組みを作るため、各地区で自発的に高齢者が集い、会話や食事、趣味を楽しむことのできる「おしゃべりカフェ」を創設します。



1 現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティ希薄化等と併せて、女性の就労率の増加に伴う家庭環境の変化等に対応するため、2つの保育園において、多様化する子育てニーズに応えるべく延長保育、乳児保育、障がい児保育、一時的保育等のサービスを実施してきました。

しかし、今日では経済的な問題で子どもをあきらめる夫婦が増加する等、出産、子育てを取り巻く環境は厳しくなりつつあります。

こうした状況を改善するため、今後とも民生委員児童委員や関係機関及び地域との連携のもと、本町で安心して子育てができるように総括的な支援体制を整備する必要があります。

また、少子化の進行に対して、時間的な制約や経済的な問題により子どもをあきらめている夫婦が出産に希望をもてるような支援を強化する必要があります。

2 目指す方向

子どもを安心して出産し、育てることのできる環境を整備するとともに、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援する取り組み等を推進し、次代の地域社会を担う子どもたちが健やかにいきいきと過ごせるまちづくりを目指します。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
子育て世帯数 (未就学児をもつ世帯)	77世帯	80世帯	85世帯
【アンケート調査】「子育てや教育のしやすさ」が満足と思う割合※	62.2%	65.0%	70.0%

※七宗町第五次総合計画策定に係る町民アンケート調査（H26）における「満足」「まあまあ満足」「普通」の回答割合

3 主要施策

子育て支援の充実

①子育て支援サービスの充実

②保育体制の充実

③児童福祉施設の整備

④児童の健全育成

⑤母子（父子）家庭等への支援

①子育て支援サービスの充実

- ★(1) 多子世帯の子育てに係る経済的支援として、町立保育園の保育料負担軽減を図ります。
- ★(2) 子育てに関する各種情報をリアルタイムに発信するため、登録制の「子育て支援メール」システムを導入し、登録者に対してメールによる分かりやすい情報提供を図ります。
- (3) 出産・子育てへの希望がもてるように、高額な医療費がかかる不妊治療について必要な費用の一部を助成し、治療を行う夫婦の経済的負担を軽減することで、少子化対策を推進します。
- (4) 進学支援及び定住促進に向けて、本町の中学校を卒業後に高校・大学に進学した学生が、本町内でUターン就職し、居住する場合について、奨学金返済の支援制度を創設します。
- (5) 生後2年間は、紙おむつ等による子育てが主流であり、可燃ゴミの増加が考えられることから、2歳の誕生日までに限り、乳幼児1名につき月10枚のゴミ袋を無料配布することで、経済的な支援を図ります。

②保育体制の充実

- (1) 「七宗町次世代育成支援行動計画」に基づき、病後児保育、休日保育、学童保育等のサービスの充実に努めます。
- (2) 家庭、民生委員児童委員、子育て支援ネットワーク及び地域との連携を深め、よりよい保育の充実に努めるとともに、家庭、地域に密着した保育体制を確立します。
- ★(3) 自然豊かな地形を生かし、本町でしか味わうことができない、体験できない特色ある保育園の活動を実施します。

③児童福祉施設の整備

- (1) 児童が安心して遊ぶことができ、また、仲間と協調性を養いながら健やかに育つよう、安全な遊び場の確保に努めるとともに、ちびっこハウスの充実と有効活用、児童の健全育成を図る活動拠点として、児童館等の整備を検討します。

- (2) 園庭開放により多くの子どもが安全に遊べる環境を確保し、また、保育料の負担軽減に伴う園児の増加を踏まえて、安全な遊具を新設します。

④ 児童の健全育成

- (1) 地域における児童の自主的な活動を支援していくとともに、児童と地域住民がふれあえる機会の充実に努める等、地域ぐるみの健全育成環境づくりを進めます。
- (2) 子育て支援センターを拠点として、未就園児親子の仲間づくりや情報交換の場づくりを充実します。
- (3) 自然豊かな地形を生かし、本町でしか味わうことができない、体験できない特色ある保育園の活動を実施するとともに、これから子育てを考える都市部の保護者に対してPRを推進します。

⑤ 母子（父子）家庭等への支援

- (1) 母子（父子）家庭や寡婦等の経済的自立を支援するため、母子・寡婦福祉資金貸付制度や福祉医療費制度等の周知に努めるとともに、有効活用を促進します。
- (2) 民生委員児童委員及び社会福祉協議会との連携を密にし、あらゆる相談に応じられる体制を整備するとともに、家庭機能を援助するために、短期の保護制度や介護人派遣制度を検討します。



1 現状と課題

本町における障がい者（児）数は、身体障害者手帳所持者が263人、療育手帳所持者が45人、精神保健福祉手帳所持者が32人となっています（平成26年度末現在）。障がいの発生原因はさまざまですが、近年は特に脳血管疾患に起因するものや交通事故、労働災害によるものが増加傾向にあります。障がい者（児）本人の社会生活における制約はもとより、家庭介護者の身体的、精神的、経済的負担は大きなものであることから、本町では、障がいの早期発見や生活支援、社会復帰の促進に取り組んできました。

引き続き、障がいの早期発見に取り組むとともに、障がい者（児）が地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障がい者（児）に対する差別をなくします。また、社会の一員として正しく認識され、自立し、社会参加できるような環境を整備するとともに、きめ細かなサービスを提供することが必要となっています。

身体障害者手帳所持者の状況

単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	うち65歳以上
視覚障害	10	4	1	4	1	2	22	
聴覚・平衡機能障害	0	0	2	3	0	5	10	
音声・言語機能障害	0	0	1	0	0	0	1	
肢体不自由	35	34	43	33	18	1	164	
内部障害	39	0	12	15	0	0	66	
合計	84	38	59	55	19	8	263	228

資料：住民課、平成27年3月31日現在

療育手帳所持者の状況

単位：人

区 分	A	A1	A2	B1	B2	合計	うち65歳以上
療育手帳所持者	6	4	9	11	15	45	7

資料：住民課、平成27年3月31日現在

2 目指す方向

「七宗町障がい者計画」に基づき、障がい者（児）に携わる関係機関が障がい福祉に対する理解を共有し、障がい者（児）が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。

また、障がい者（児）が必要なサービスを受けることができるよう、「七宗町障がい福祉計画」を検証することで、適切なサービスの提供を目指します。

3 主要施策

障がい者（児）福祉の充実

①障がいの予防と早期発見

②障がい者（児）支援対策の充実

③障がい者（児）社会復帰・参加の促進

①障がいの予防と早期発見

- (1) 母子保健事業の強化により障がいの発生を未然に防ぐとともに、各種検診事業の充実を図り、障がいの早期発見に努めます。

②障がい者（児）支援対策の充実

- (1) 障がい者（児）が地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスに加えて地域生活支援事業を充実させ、障がい者（児）の総合的な支援に努めます。
- (2) 相談支援体制を充実させ、障がい福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい者（児）及び家族の福祉の向上に努めます。

③障がい者（児）社会復帰・参加の促進

- (1) 障がい者（児）に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会のため、障がい者（児）支援の普及に努めます。
- (2) 障がい者（児）が就労継続支援等を活用し、就労経験を積むことで、社会経済活動への参加として一般就労できるよう、支援に努めます。

1 現状と課題

本町では、生活が困窮する世帯に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適用により生活の援護や自立の促進を図っています。本町での生活保護の状況は、国や県の平均を下回っていますが、今後、社会経済情勢の変化に伴い、被保護世帯の増加も危惧されます。このため、民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を密にし、被保護世帯の生活の安定と自立更正の指導に努めるとともに、生活相談の充実等の予防措置の強化に取り組む必要があります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、町民の健康を増進し、医療保障として重要な役割を果たすものですが、少子高齢化の進行や経済成長の縮小に対して国民所得に対する医療費や税の負担率は年々増加しており、制度の運営は非常に厳しい状況となっています。

そこで、国においては国民健康保険財政の基盤強化のため、平成30（2018）年度から保険者を市町村から都道府県とする新たな法制度が制定されたところです。

今後は、国の動向を注視しつつ、生活習慣病を中心とした疾病予防対策を重視した施策の展開を図り、医療費の抑制に努める必要があります。

国民年金制度は、超高齢社会を迎えた今日において、老後の生活を保障する公的年金制度としてその役割は非常に重要となっています。このため、制度に対する町民の理解を高め、加入の促進や無年金者の解消に努める必要があります。

国民健康保険被保険者の推移

単位：人、世帯

区分 年度	人 口	世 帯	国民健康保険		加入率	
			世帯	被保険者数	世帯	被保険者数
平成20年	4,913	1,545	784	1,484	50.7	30.2
21	4,824	1,536	794	1,474	51.7	30.6
22	4,741	1,525	776	1,446	51.1	30.5
23	4,640	1,513	762	1,410	50.4	30.4
24	4,515	1,496	754	1,351	50.4	29.9
25	4,429	1,505	744	1,328	49.4	30.0
26	4,318	1,508	727	1,261	48.2	29.2

後期高齢者医療被保険者の推移

単位：人、世帯、%

区分 年度	人 口	世 帯	被保険者	
			被保険者数	加入率
平成20年	4,913	1,545	1,018	20.7
21	4,824	1,536	1,024	21.2
22	4,741	1,525	1,031	21.7
23	4,640	1,513	1,032	22.2
24	4,515	1,496	1,020	22.6
25	4,429	1,505	1,019	23.0
26	4,318	1,508	1,006	23.3

資料：住民課

国民年金受給の推移

単位：件、千円

区分 年度	受給権者総数		老齢年金		通算老齢年金		障害年金		寡婦年金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成20年	1,694	1,128,003	213	110,907	150	33,276	7	6,337	6	2,828
21	1,714	1,154,441	196	102,324	138	30,781	6	5,346	6	2,828
22	1,721	1,171,908	174	91,198	127	28,644	6	5,346	6	2,828
23	1,429	1,051,261	146	76,922	117	26,738	6	5,325	6	2,816
24	1,449	1,066,171	127	66,536	107	24,142	6	5,308	0	0
25	1,506	1,105,724	102	52,858	98	21,884	6	5,290	6	2,687
26	1,542	1,116,296	89	46,091	87	19,761	5	4,443	3	1,162

区分 年度	老齡基礎年金		障害基礎年金				遺族基礎年金	
			拠出		無拠出			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成20年	1,248	914,722	18	16,007	43	37,426	9	6,500
21	1,294	950,195	19	16,268	46	40,199	9	6,500
22	1,317	965,984	35	30,387	45	39,208	11	8,312
23	1,357	989,565	20	17,552	43	37,669	9	6,473
24	1,389	1,013,840	17	14,746	41	35,785	2	1,799
25	1,435	1,048,198	17	14,522	36	31,648	12	8,668
26	1,476	1,063,108	15	12,364	36	31,105	12	8,554

資料：住民課

2 目指す方向

関係機関と連携し、生活不安を抱える低所得世帯への適切な相談・指導体制の充実を図るとともに、生活扶助制度の適正な運用等、経済的援助を促進し、生活の安定と自立支援に努めます。

また、町民の健康保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、老後の生活を支える国民年金制度内容の周知徹底を図るとともに、制度の円滑な運用に努めます。

3 主要施策

社会保障の推進

①低所得者福祉の充実

②国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営

③国民年金制度の適正な運営

①低所得者福祉の充実

- (1) 低所得者の生活の安定と自立更正を促進するため、世帯の実態把握に努めるとともに、民生委員児童委員や関係機関との連携を取りながら、きめ細かな生活相談、更正指導ができる体制づくりを進めます。
- (2) 低所得世帯の経済的自立を助長するため、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度の利用促進を図ります。

②国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営

- (1) 制度の適正な運営を図るため、所得の的確な把握により、適正な保険税（料）の賦課を行うとともに、被保険者の納税意識の高揚を図り、収納率の向上に努めます。
- (2) 生活習慣病の予防、疾病の早期発見に着目した健診、保健指導の充実を図ります。
- (3) 重複受診者、多受診者等への訪問、指導強化に努めます。

③国民年金制度の適正な運営

- (1) 広報誌や年金相談の充実により、年金制度の周知に努めるとともに、保険料納付意識の高揚、無年金者の解消を図ります。
- (2) 保険料未納者の把握に努め、免除制度、保険料納付督促、口座振替の促進、前納の周知に努めます。

1 現状と課題

消費者ニーズの多様化に伴い、新たな製品やサービスの販売が進むとともに、近年はその売買について、インターネットが活用される等、消費生活のあり方が変化しています。一方で、販売形態の複雑化により、消費者の心のすきをねらった誇大広告、不当表示、悪徳商法等、新たな消費者問題が増加する傾向にあります。特に、高齢者等をターゲットにした複雑、巧妙で悪質な詐欺や青少年がインターネットを介した商品の売買のトラブルに巻き込まれる等、さまざまな消費者トラブルや被害がみられるようになっていきます。

そのため、消費生活情報の収集・提供をはじめ、相談体制の充実を図る必要があります。また、トラブルや被害に巻き込まれないための知識を自ら進んで身につけ、行動できる賢い消費者、自立する消費者づくりを進める必要があります。

2 目指す方向

消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、消費者意識の高揚を図り、自立する消費者づくりを目指すとともに、消費者の利益擁護及び増進に関する施策を推進し、消費生活の安定と向上を図ります。

＜目標指標＞	現況値	平成32年度	平成37年度
高齢者向け消費セミナーの受講者数	19人/年間 ▶▶	30人/年間 ▶▶	70人/年間

3 主要施策

消費者保護対策の充実

①自立する消費者づくり

②消費者保護体制の充実

①自立する消費者づくり

- (1) 多種多様な商品や販売形態の中で、自らの判断で主体的に行動できる消費者を育てるため、消費者講座の開催や広報誌による継続的な情報提供等、消費者への情報の提供、啓発活動の充実を図ります。
- (2) 消費者リーダーによる商品の価格や品質の監視等を通して情報収集・提供を進め、自主的な住民組織や消費者団体の育成や組織づくりを図ります。

②消費者保護体制の充実

- (1) 消費者トラブルや被害の未然防止、トラブルや被害発生後の適切な指導のため、岐阜県消費生活センターとも連携し、相談窓口の設置、相談員の常駐等により、消費者保護の体制充実に努めます。